

# 公共施設等運営権に係る会計処理方法 に関するPT研究報告(中間とりまとめ)の概要

## ○ 趣旨

今後の公共施設等運営権を活用した事業(以下、「運営事業」という。)の推進を目的として、運営事業に関心を有する民間企業の会計処理方法の考え方の一助となるよう、会計の有識者からなる「公共施設等運営権に係る会計処理方法に関するPT」(座長:齋藤真哉横浜国立大学国際社会科学研究院教授、平成24年12月から平成25年6月に開催)において、実務上の観点から、運営事業に関する会計処理方法についての研究成果をとりまとめたもの。

## ○ 内容

運営事業の実績がない中、現在想定されている空港における運営事業のスキームを前提に、現行の諸基準等では必ずしも個々の事例の取扱いが明示されていない点について、現行の諸基準等と整合性があると考えられる会計処理方法を可能な範囲内で例示したもの。

### ● 運営権対価の会計処理方法

#### <運営権者>

運営権設定時に無形固定資産に計上し、運営事業の事業期間にわたり減価償却過程を経て費用認識することが考えられる。

#### <管理者等>

「繰延受取運営権対価」等の長期前受収益として繰り延べて、運営権の存続期間にわたり、時の経過に基づき収益認識することが合理的であると考えられる。

### ● 運営権者による第三者への転貸を前提とした管理者等と運営権者との賃貸借契約の場合

運営権者が運営事業の一環として、管理者等の所有する施設等の一部を第三者へ転貸するために締結する管理者等との賃貸借契約等における賃料等相当分については、①運営権対価に含まれている場合には運営権に含まれるものとして取り扱い、②当該賃料等が別途支払われる場合には基本的には通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理が適用されることが考えられる。

### ● 運営権者の負担により施設等を新設する場合

新たな運営権が設定されることが考えられることから、運営権者は新設にかかる正味の負担金額を運営権の取得価額として計上することが考えられる。

### ● 運営権者の負担により施設等を更新する場合

原状回復を目的とした更新(収益的支出)は費用処理、使用可能期間の延長・価値の向上を伴う更新(資本的支出)は、運営権(無形固定資産)として資産計上し、運営事業の残存期間にわたって減価償却することが考えられる。

### ● 運営権者の負担により災害復旧を行う場合

原則として、運営権設定の基礎となっている施設等が災害等に伴って受けた損害の度合いに応じて、運営権の簿価を切下げ、原状回復のために要した支出額を運営権の簿価に加えることが考えられる。